

お知らせ

東京都

東京都は、東京都北区十条台一丁目、十条台二丁目、上十条一丁目、中十条一丁目、中十条三丁目及び中十条四丁目地内において、東京都市計画都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道赤羽線の事業を行います。都市計画法の事業認可の告示は令和二年三月三日です。

このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得していきますので、次のとおりお知らせいたします。

1 本事業の概要について

東京都市計画都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道赤羽線の北区十条台一丁目から中十条四丁目までの延長約一千五百メートルの区間について道路と鉄道の連続立体交差化を図るものです。

2(1) 用地取得について

東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家人の方などと、土地売買契約、物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

(2) 土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

③ ① 土地価格の固定について

東京都は、令和二年三月三日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

(2) 建築等の制限について

令和二年三月三日からは、事業地内で次のことをする場合は、東京都知事の許可が必要です。

- 土地の形質の変更
- 建築物や工作物の建設
- 移動の容易でない物件の設置や堆積

(3) 土地建物の売買の制限について

令和二年三月十四日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に買主や予定金額などを東京都へ届け出てください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

4 事業地の範囲がわかる図面は、東京都北区土木部土木政策課に備えてあり、

閲覧することができます。なお、このお知らせについて、ご不明点や詳細についてご質問のある方は、左記へお問い合わせください。

施行者 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都建設局 道路建設部鉄道関連事業課

電話 03-6667-0235

連絡先 東京都北区上十条一丁目十一番三号

公益財団法人 東京都都市づくり公社 第二防災まちづくり事務所

電話 03(6454)3571

